

○勝山市水道水源保護条例
平成19年3月29日
条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第2条第1項の規定に基づき、勝山市(以下「市」という。)の水道にかかる水質の汚濁を防止し、清浄な水及び水量を確保するため、その水源を保護し、もって住民の生命及び健康を守ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 水源

法第3条第8項に規定する取水施設にかかる周辺の地域で、水道の原水の取り入れにかかる区域をいう。

(2) 水源保護地域

市の水道にかかる水源の水質及び水量の保全に影響があると認められる地表水及び地下水の流域地域で、第5条第1項の規定により、勝山市長(以下「市長」という。)が指定する区域をいう。

(3) 対象事業場 次に掲げるものをいう。

ア 一般廃棄物最終処分場 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場をいう。

イ 産業廃棄物最終処分場 廃棄物処理法施行令第7条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場をいう。

ウ 水源の水質を汚染させ、若しくは汚濁させるおそれのある事業場で規則で定めるもの又は水源の水量に影響を及ぼすおそれがある事業場で規則で定めるもの

(4) 既設対象事業場

対象事業場のうち、市長が水源保護地域を指定した日において既に設置されている事業場をいう。

(5) 規制対象事業場

対象事業場のうち、水源の水量の確保ができなくなるおそれがあるもの又は水源保護地域を汚染するおそれがあるもので、別に規則で定める認定基準に基づき、第6条第4項の規定により規制対象事業場と認定されたものをいう。

(6) 公共用水域

河川、湖沼その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。

(7) 排出水等

対象事業場から公共用水域に排出される排出水及び対象事業場から地下に浸透する水をいう。

(8) 地下水採取者

水源保護地域内において地下水を採取し、使用している者をいう。

(9) 揚水施設

さく井し、動力を用いて地下水を採取するための設備で、揚水機の吐出口が規則で定める断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。)以上のもの

(市の責務)

第3条 市は、水源の保護に必要な施策を定め、これを実施しなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民は、水源の保護に関する理解を深め、節水に努めるとともに、市が実施する水源の保護にかかる施策に協力しなければならない。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たり、水源の保護に必要な措置を講ずるとともに、市が実施する水源の保護にかかる施策に協力しなければならない。

(水源保護地域の指定等)

第5条 市長は、水源の水質及び水量を保全するため、水源保護地域を指定することができる。

2 市長は、水源保護地域を指定しようとするときは、あらかじめ勝山市水道水源保護審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、その意見を尊重して行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定により水源保護地域を指定したときは、その旨及びその区域を直ちに告示しなければならない。

4 前2項の規定は、水源保護地域を変更し、又は解除しようとする場合について準用する。

(協議等)

第6条 水源保護地域において、対象事業場を設置しようとする者、又は既設対象事業場の施設の構造若しくは規模の変更又は事業の範囲の変更(以下「対象事業場の変更」という。)をしようとする者(以下「対象事業場設置予定者等」という。)は、事前に規則で定める協議書及び添付図書を市長に届出するとともに、その内容について市長と協議しなければならない。

2 対象事業場設置予定者等は前項の規定による届出を行う前に、規則で定める説明会開催届出書を市長に届出をした後に関係地域の住民に対し、当該対象事業の計画及びその内容を周知させるため、説明会を開催しなければならない。また、対象事業場設置予定者等は説明会を開催したときは、規則で定める報告書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による協議に当たっては、審議会の意見を聴かななければならない。この場合において、審議会は、対象事業場設置予定者等に対し、必要な関係資料の提出及び説明を求めることができる。

4 市長は、第1項の規定による届出を受理したときは、速やかに規制対象事業場の認定可否についての決定を行わなければならない。この場合において、市長は、対象事業場設置予定者等に対し、規制対象事業場の認定をしたときは認定通知書を交付し、規制対象事業場の認定をしないものとしたときはその旨を通知しなければならない。

5 市長は、対象事業場設置予定者等に対し、次に掲げる事項を、期限を定めて命ずることができる。

- (1) 第1項の規定による届出及び協議がない場合は、届出及び協議をすること。
- (2) 第2項の規定による説明会の開催をしない場合は、説明会を開催すること。
- (3) 第7条の規定に違反した場合は、建設工事又は変更工事について一時停止させること。

(建設工事等の着手の禁止)

第7条 対象事業場設置予定者等は、規制対象事業場に認定しない旨の通知があるまでは、対象事業場の建設工事又は変更工事に着手してはならない。

(規制対象事業場の設置の禁止)

第8条 何人も、水源保護地域内において、規制対象事業場を設置してはならない。

(中止命令等)

第9条 市長は、前条の規定に違反して、規制対象事業場の設置のための工事に着手した者又は規制対象事業場を設置した者に対し、当該規制対象事業場の設置のための工事の中止を命じ、又は相当の期限を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合には、これに代わるべき措置をとることを命ずることができる。

(地下水採取の抑制)

第10条 水源保護地域内において、揚水施設により地下水を採取する者は、節水、循環利用等の措置を講ずることにより地下水の採取の抑制に努めなければならない。

(地下水の湧出を伴う掘削工事に関する措置)

第11条 水源保護地域内において、地下水の湧出を伴う掘削工事を行う者は、水源の枯渇又は汚濁を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(地下水採取の届出)

第12条 水源保護地域内において、新規に揚水施設を設置し地下水を採取しようとする者は、工事着手前に規則で定めるところにより、次の事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称(法人にあっては、その代表者の氏名)及び住所
- (2) 揚水施設の位置及び構造
- (3) 揚水施設の性能
- (4) 揚水施設の用途

(変更等の届出)

第13条 前条の届出をした者は、当該届出に係る揚水施設の位置及び構造又は内容を変更しようとするときは、変更の工事着手前に変更に係る事項を市長に届け出なければならない。

2 前条の地下水採取者が揚水施設の廃止をしたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第14条 第6条第1項の規定による協議をした者からその協議にかかる対象事業場を譲り受け、又は借り受けた者は、当該協議をした者の地位を承継する。

2 第6条第1項の規定による協議をした者について、相続、合併又は分割(その協議にかかる対象事業場を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割に

より当該対象事業場を承継した法人は、当該協議をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に市長に届出しなければならない。

(報告及び立入検査)

第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、水源保護地域に対象事業場を設置している者に対し、排水処理施設等の状況、排水水等の処理方法及び汚染状態その他必要な事項に関し報告を求め、又はその指定する者に対象事業場に立ち入り、排水水等の汚染状態若しくは排水水等に関係する施設を検査させることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、地下水採取者に対し必要な報告を求め、又は職員をして当該施設に立入調査を行わせることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする者は、立入検査員であることを示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(改善命令)

第16条 市長は、水源保護地域において対象事業場を設置している者が、対象事業場の排水口(排水水等を排出する場所をいう。)において、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第1条に規定する排水基準に適合しない排水水等を排出したとき、又は排出するおそれがあると認められるときは、その者に対し、期限を定めて、当該対象事業場の施設の構造若しくは使用方法又は排水水等の処理方法の改善を命ずることができる。

2 改善命令を受けた者は、改善行為を完了したときは、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

(施設の使用又は排水水等の排出の一時停止命令)

第17条 市長は、対象事業場を設置している者が前条の規定による命令に従わないときは、当該対象事業場の排水水等に関係する施設の使用又は排水水等の排出の一時停止を命ずることができる。

(公表)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その旨及び命令内容を公表することができる。

(1) 第6条第5項第3号又は第17条の規定による一時停止命令を行ったとき

(2) 第9条の規定による中止命令を行ったとき

2 市長は、第12条及び第13条第1項の規定による届出をしない者があるときは、その氏名等を公表することができる。

(水源保護協定の締結)

第19条 第6条第4項の規定により規制対象事業場に該当しない旨の通知を受けた者は、水道にかかる水質の保全及び水量の確保のために、規則で定める水源保護協定を市長と締結しなければならない。

(指導等)

第20条 市長は、水源保護地域において公共用水域に汚水、廃液その他水源の水質の汚濁の原因となるものを排出する者に対し、水源の水質を保全するため、又は水量を確保するために必要な指導、助言及び命令をすることができる。

(協力要請)

第21条 市長は、観測井戸の水位が規則で定める基準以下に低下するおそれがあり、水源の水量の保全が必要であると判断した場合は、市民及び事業者に対し、節水への協力を要請するものとする。

(広域水源保護の相互協力)

第22条 市長は、広域水源保護のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体に対し、協力を要請するものとし、関係地方公共団体から市に対し、当該協力の要請があったときは、これに応ずるものとする。

(罰則)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第6条第5項の規定による命令に違反した者

(2) 第8条の規定に違反した者

(3) 第9条の規定による中止の命令又は原状回復の命令若しくは措置の命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第6条第1項の規定による協議に関し、虚偽の協議書又は添付図書を提出した者

(2) 第15条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(3) 第17条の規定による命令に違反して、当該対象事業場の排水水等に関係する施設の使用又は排水水等の排出をした者

3 次に該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条の規定に違反した者

(両罰規定)

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

この条例は、平成19年5月1日から施行する。

附則(令和元年6月28日条例第2号)

1 この条例は、令和元年9月1日から施行する。

2 第12条に定める届出は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

3 現に揚水施設(施工中のものを含む。)を設置している者は、施行日から起算して60日以内に第12条に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

4 前項の届出は、施行日前においても行うことができる。

5 市長は、前項の届出をしない者があるときは、その氏名等を公表することができる。

附則(令和2年7月1日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。